



〔長野県は「SDGs未来都市」です〕



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

令和8年度協議会役員体制について

■ 令和 8 年度協議会役員体制

■ 役員

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(役員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会委の同意を得て選任する。

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会内規・持ち回り表

1 会長・副会長について

(1) 会長・副会長に関する基本事項

ア)任期 原則 2 年間とする

イ)会長 設計関係団体及び施工関係団体交互に選任する

ウ)副会長 副会長のうち 1 団体は次期会長を選任し、もう 1 団体は市町村を充てる

年 度	会 長	副会長	
R4～5	長野県建築住宅課	建築士会	建設業協会
R6～7	建築士会【設】	建設業協会	長野市
R8～9	長野県建設業協会【施】	長野県建築士事務所協会	松本市
R10～11	建築士事務所協会【設】	建設労働組合連合会	上田市

■ 令和 8 年度協議会役員体制

【会長】

(一社) 長野県建設業協会

ナガサカ ノブハル
長坂 亘治

【副会長】

(一社) 長野県建築士事務所協会

タムラ ショウジ
田村 正治

松本市建設部住宅課

ハギワラ ヨシノリ
萩原 良則

【事務局】

長野県建設部建築住宅課

■ 部会

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(部会)

第 8 条 協議会は、第 3 条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

2 部会長は、会員の中から会長が指名し、部会員は、部会長が指名する。

- 年度当初からの設置を見送り、規約のとおり、具体的な検討などが必要になった状況に応じて、設置をすることといたします。
- 部会を設置する際は、協議会会員の皆様にご相談をいたします。
- 会員の皆様からの提案により設置することも可能です。設置を希望する場合は事務局までご相談をお願いします。